

令和4年度大阪府立障がい者交流促進センター指定管理者評価項目・評価基準

※評価は、S～Cの4段階とし、Aを標準とする。

評価基準（内容）	指定管理者の自己評価	評価	施設管理者の評価	評価	評価委員会の指摘・提言
		S～C		S～C	
1 施設の設置目的 （身体障がい者福祉センターA型の機能）及び管理運営方針	(1) ファインプラザ大阪を障がい者スポーツの中核拠点として管理、運営することにより、府内の障がい者スポーツの振興を図っているか。				
2 平等な利用を図るための具体的手法・効果	<p>(1) 以下の公平なサービス提供、対応が適切に行われているか。</p> <p>① 休館日・開館時間</p> <p>② 館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間</p> <p>③ 休日の変更</p> <p>④ 施設使用料の徴収</p> <p>⑤ 障がい者の利用等に際しての合理的配慮</p> <p>(2) 以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか。</p> <p>① 貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明</p> <p>② 予約申込み受付業務</p> <p>③ 申請受付利用承認業務</p> <p>④ 施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備</p> <p>⑤ 貸館行事の進行管理</p> <p>⑥ 諸設備、体育器具、備品等の管理、貸出、点検立会、補修指示等</p> <p>⑦ ファインプラザ大阪の利用の承認及びその取消</p> <p>⑧ 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止</p>				

<p>3 利用者の増加や満足度の向上を図るための具体的手法・効果</p>	<p>(1) 以下の利用者満足度向上等の業務が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者満足度調査の実施</li> <li>② 利用者の満足度向上に努める取組（利用者の苦情を施設のサービス向上に速やかに活かす仕組みの構築、運営等）</li> <li>③ 利用者からの要望や満足度についての府への報告</li> <li>④ 利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用</li> </ul> <p>(2) 大阪府障がい者スポーツ応援団長及び大阪府広報担当副知事もずやんを活用した障がい者スポーツ及びファインプラザ大阪のマーケティング（PR）に関する業務が適切に行われているか。</p>				
<p>4 利用者への安全対策、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>(1) 以下の施設の維持及び補修に関する業務が適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気、機械設備運転及び保守管理業務</li> <li>② 警備保安業務</li> <li>③ 喫茶ラウンジの運営</li> <li>④ 清掃業務</li> <li>⑤ 樹木・植栽の管理</li> <li>⑥ 防火管理業務</li> <li>⑦ 施設利用者の送迎に関する業務</li> <li>⑧ 有料駐車場の管理運営業務</li> <li>⑨ 施設、設備の改修や整備</li> <li>⑩ その他施設の良好な維持管理に必要な業務等</li> </ul> <p>(2) 防災、利用者に対する安全対策の実施及び非常時の危機管理体制は確立されているか。</p>				

<p>5-1 施設機能の発揮 (大会関係)</p>	<p>(1)以下の障がい者スポーツ大会関係業務が適切に行われているか。</p> <p>① 大阪府障がい者スポーツ大会その他大会(団体競技予選会などの地域レベルのものを含む。)の開催及びその支援に関する業務</p> <p>② 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣及びその支援に関する業務</p> <p>③ ①及び②の大会及びそれ以外の各種競技会(全国規模のものや府内当事者団体の開催するものを含む。以下、「大会等」という。)の開催趣旨や記録などを参考とした競技性や競技力の向上などを目的としたプログラムの実施のほか、大会等に係る参加者等の強化練習の実施及びその支援に関する業務</p> <p>④ 大会等のPRや民間企業からの資金獲得のほか、同大会の結果に係るPRに関する業務が適切に行われているか。</p>				
<p>5-2 施設機能の発揮 (コンテンツ)</p>	<p>(1)以下の障がい者スポーツの相談等に関する業務が適切に行われているか。</p> <p>① 障がい者のレベルに応じたトレーニング等の支援(スポーツ経験のない障がい者を対象としたスポーツを体験するためのプログラム等を含む。)の実施に関する業務</p> <p>② 障がい者スポーツ指導員養成講習会など障がい者スポーツの支援や振興を担う人</p>				

	<p>材の養成、登録、派遣に関する業務</p> <p>③ 障がい者スポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、ケースワーカー等の適切な資格を保有する相談員による相談業務</p>					
5-3 施設機能の発揮 (地域)	<p>(1) 以下の府内障がい者スポーツ活動の広域的支援業務が適切に行われているか。</p> <p>① 府立支援学校のほか、障がい者スポーツに係る様々な団体や地域の障がい者サービス事業所等との連携やこれらへの支援（パラリンピアン等や障がい者スポーツ指導員等の派遣、事業の共同実施やネットワーク化のほか、トレーニング方法や競技の普及手法の開発など）に関する業務</p> <p>② 施設機能の発揮に係る事業を円滑に実施するためのパラリンピアン等のトップ障がい者アスリート（団体やチームを含む。以下「パラリンピアン等」という。）の支援や招聘その他連携に関する業務</p> <p>③ 提案者の自主提案事業</p>					
6 府施策との整合	<p>(1) 以下の指定管理者として果たすべき責務を遵守しているか。</p> <p>① 府が実施する事業への協力（府事業に係るファインプラザ大阪使用への協力を含む。）</p> <p>② 知的障がい者の継続雇用の取組み</p>					

	③ 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応					
7 管理運営にあたり遵守すべき法令等一覧	<p>(1) 以下の関係法令、条例の規定等を遵守しているか。</p> <p>① 個人情報の取扱い</p> <p>② 情報公開への対応</p> <p>③ 公正採用への対応</p> <p>④ 人権研修の実施</p> <p>⑤ 障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者自立支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令</p> <p>⑥ 大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立障害者交流促進センター管理規則など、ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則</p> <p>⑦ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令</p> <p>⑧ 本要項、協定、提案、その他本府の指示等</p>					
8 安定的な運営が可能となる人的能力等	<p>(1) 以下の指定管理者の組織体制は適切に運用されているか。</p> <p>① 職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障がい者福祉センターA型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか。</p> <p>② スポーツ事業担当者について、公益財団法人日本パラスポーツ協会に登録する障がい者スポーツ指導員などの</p>					

	<p>有資格者又は障がい者のスポーツ指導等の経験者あるいは、それと同等の資格を有すると認められる者（例：公益財団法人日本パラスポーツ協会に登録する上級障がい者スポーツ指導員等）について、障がい者のスポーツ指導等を行い、かつ、当該指導に関する専門性が確保できる人員を配置しているか。</p> <p>③ 障がい者スポーツ等の相談担当者については、障がい者スポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、ケースワーカー等の適切な資格を保有する者について、障がい者スポーツ等の相談を行い、かつ、当該相談に関する専門性が確保できる人員を配置しているか。</p> <p>④ 手話通訳士（または、これと同等と認められるもの。以下同じ）を配置することとする。職員、指導員のうち手話通訳士がいる場合は、兼務でも構わないが、常時配置しているか。</p> <p>⑤ 第三者への委託は適切に行われているか。</p> <p>⑥ 年間事業計画書等を適切に提出しているか。</p> <p>⑦ 事業報告書等を適切に提出しているか。</p> <p>⑧ 指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか。</p> <p>⑨ 府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか。					
9 安定的な運営が可能となる財政的基盤	(1) 運営基盤として、経営規模、事業規模、組織規模等は十分か。 (2) 運営基盤として、財政状態は適正か。 【指標】自己資本比率、流動比率、固定比率、総資本経常利益率、固定長期適合率					

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の4段階評価とする。

S：計画を上回る優良な実施状況 A：計画どおりの良好な実施状況 B：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況 C：改善を要する実施状況

②年度評価は、次の4段階評価とする。

S：項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない A：項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない B：S・A・C以外

C：項目ごとの評価のうちCが2割以上。又はCが2割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

I：評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない II：評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない III：I・II・IV以外

IV：評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：R3年度は総合評価、R4年度は最終評価をする。

令和4年度評価	
---------	--

最終評価	
------	--